

ADRの現場から

178

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟などをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

現在日本では国策として中古住宅流通の活性化に取り組んでおり、今後この流通量は増加していくものと考えられます。しかし、中古住宅流通のリテラシーは十分に醸成されているとはいえず、物件売買においては少なからずトラブルが発生しています。そこで、トラブルをできるだけ未然に防ぐために制度化されたのが約3年前の18年4月に施行された改正宅地建物取引法における「中古住宅取引の海外のホームインスペクション(住宅診断)の説明義務化」です。これによつて、賃契約前

の重要事項説明時などにおいて、取引の対象となる建物がホームインスペクションを受けた履歴があるか、または今までの修理費用の約100万円についての説明を行わなければならぬことになりました。今回は、ホームインスペクションを実施することによってトラブルが解消したという2つの事例を紹介します。

まずは、東京都内の築20年の戸建住宅を一般の売主より購入したA氏。購入から半年後、ペランダ表面部分に劣化が見られたため、防水のりを帯同し、A氏、B社及びC氏の立会いのもと住宅診断が

日本不動産仲裁機構

この、ペランダ内

行われました。

部の腐食を指摘されました。仲介をした不動産会社B社に瑕疵ではないかと確認したこと

れました。また、売主C氏にもこの旨

を伝えたが、「こちらも取り合つては

くれない」という状況。ここで、A氏

はB社を被申立人としてのADRに

取り合つては

られない」という状況。

この、ペランダ内

部の腐食を指摘されましたが、仲裁の結果、ペランダの腐

食状態が極めて悪いと共にそ

の危険性も認められ、A氏、B社、C氏の三者共にその早

期の解決の必要性を認識し、修繕業者の選定や負担割合に

関する話し合いを続けた上

で、結果、A氏が2割、B社

とC氏が4割ずつの費用を負

担するという内容で和解とな

りました。

次に、新築戸建て住宅を購

入したD夫妻です。D夫妻は

購入後3カ月目に震度5の地

震を経験した際に、住まいが

驚くほど揺れた印象を持ちま

した。住み始めたばかりの物

件で、A氏の希望は、ペランダの

修繕費用の約100万円につ

いて、瑕疵担保責任を理由と

して、B社もしくはC氏に負

担してもらうこと。一方、B

社及びC氏は、そもそも現状

有姿での引き渡し契約のた

め、瑕疵担保責任は負わない

という認識を持つています。

そして、話し合いが平行

線を辿る中で、調停人がホー

ムインスペクションの専門家

を帯同し、A氏、B社及びC

氏の立会いのもと住宅診断が

ホームインスペクションに関する事例